

地籍調査 今年度は安沢・乙畑地区の各一部を実施します

地籍調査は、国土調査法に基づき、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界を確認し、面積を現在の正確な測量技術で測量するもので、いわば土地の「戸籍調査」です。
土地所有者や関係者には、後日説明会を開きますので、ご協力をお願いします。

安沢地区 字打越・フウキ久保・大久保・鶴ヶ井・立出の各一部または全部

0.7km²

●しおやクリーンセンター
●矢板市水処理センター

乙畑地区 字元町・二丁目・三丁目・坊山・北原・稲荷前・城ノ内・堀ノ内・馬場先・前田・堂ノ前・精進場・鍛冶屋・ドタメキ・山ノ神堂の各一部または全部

0.2km²

問い合わせ／農業振興課 地籍調査班 ☎(43)3062

募集 子どもの料理コンクールメニュー

小学4・5・6年生のみなさん、(家族と食べる楽しいごはん)メニューをお待ちしています!

今年のテーマ
「家庭の日に家族と食べる楽しいごはん」

◆メニューを考える際のポイント◆

- 野菜が100g以上入った、栄養バランスのとれたもの
- 1時間以内で手軽に作れるもの(炊飯時間は除く)
- 一般的に購入できる身近な食材を使ったもの

応募資格／小学4・5・6年生
個人もしくは、2人1組で応募できます。

応募用紙／市内小学校と健康増進課にあります。

応募方法／7月19日(木)までに健康増進課あて提出してください。

応募・問い合わせ／健康増進課 ☎(43)1118



開催 矢板市ファミリーサポートセンター交流会

～みんなで簡単パンを作ろう～

簡単なパン作りを通じて、お友達づくりの交流会を開催します。

ぜひ、一度参加してみませんか!

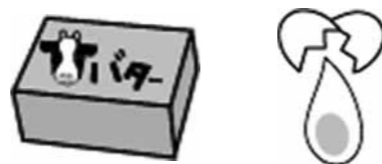
日時／6月24日(日) 9:30～11:30

場所／矢板公民館調理室

持ち物／エプロン・三角巾・タオル・飲み物・お子さん用スリッパなど

参加費／1人200円 *当日集めます。

申し込み方法／6月20日(水)までにお電話でお申し込みください。
*託児もあります。
申し込みの際にお伝えください。



申し込み・問い合わせ／
矢板市社会福祉協議会(きずな館)
☎(44)3000

中国徳清県 友好交流10周年記念事業

平成14年に中国浙江省徳清県と友好交流協定が締結されてから10年になります。この10周年をひとつの節目として、両市県の友好交流をさらに促進するために記念事業を行います。

- 「市民の翼」の実施
市民参加者を募り、市長を団長として訪問団を結成し、徳清県を訪れます。
- こども未来大使(仮称)の派遣 *10月に実施予定
学校間の交流を推進するため、各中学校(矢板・泉・片岡)の生徒代表を「こども未来大使」として徳清県へ派遣します。
- 記念誌の発行・写真展の実施
協定締結後の交流の軌跡をまとめた記念誌を作成します。また、友好交流時の写真などの展示を行います。*写真展は、11月1日(木)～3日(土)に市民の日の共催事業として実施予定

募集 市民の翼 「中国徳清県と桂林5日間の旅」

旅行期間／10月9日(火)～13日(土)

スケジュール／

- 1日目9(火) 矢板市役所 — 成田空港 — 上海 — 徳清県(友好交流都市) ☆現地にて記念レセプション
- 2日目10(水) 徳清県(市内観光) — 杭州(市内観光)
- 3日目11(木) 杭州 — 桂林(市内観光)
- 4日目12(金) 桂林・漓江下り
- 5日目13(土) 桂林 — 上海 — 成田空港 — 矢板市役所

募集人員／35人 *申し込み多数の場合は抽選

旅行代金／159,000円(2名様1部屋利用の場合)
(別途、燃油サーチャージ、空港利用料などがかります。)

申込方法／申込書に必要事項をご記入の上、直接お持ちいただくか、郵送、ファクス、Eメールにてお申し込みください。

*詳細については、お問い合わせください。

申し込み・問い合わせ／

〒329-2192 矢板市本町5-4
矢板市・中国徳清県友好交流事業実行委員会事務局(総合政策課秘書政策班)
☎(43)1112 FAX(43)2292
✉yaita@city.yaita.tochigi.jp

児童手当の「現況届」は6月中に

～提出がない場合は、6月以降の手当が受けられなくなります～

現在児童手当を受けている方は、6月中に「児童手当現況届」を市へ提出してください。

(該当する方には、6月中旬ごろまでに届け出のご案内を送付します。)
この届は、毎年6月1日現在の加入年金の状況などを確認し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを判定するためのものです。

なお、6月分(10月以降支給)から所得制限が導入されます。所得制限限度額以上の方の手当月額額は児童の年齢に関係なく、5,000円です。

受付日時・場所／

6月	19日(火)	8:30～17:15	市役所 保健福祉センター 2階中会議室
	20日(水)		
	21日(木)		
	22日(金)		
	23日(土)	8:30～12:00	子ども課窓口

必要な書類／

- ・児童手当現況届(郵送されたもの)
 - ・児童全員の健康保険被保険者証の写し(コピー)
- 平成24年1月1日現在、矢板市に住所がなかった方
平成24年1月1日の住所地の市区町村長が発行する
「平成24年度課税分児童手当用所得証明書」(所得額のみでなく、扶養人数、所得控除額が記載されたもの)が必要です。
*このほか、必要に応じて提出する書類があります。
詳しくは、送付するご案内をご覧ください。

問い合わせ／子ども課 ☎(44)3600